

## 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申案のポイント）

－教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進－

### 改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の出発点に位置付けられるものであり、重要。

### 改革の方向

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

### 改革の具体的方策

#### 1: 教職課程の質的水準の向上

－学部段階で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための改革－

##### ◆大学における組織的指導体制の整備

・「**教職実践演習(仮称)**」の新設・必修化(2単位)  
「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認

・**教育実習における大学の責任ある対応を法令上、明確化**

大学の教員と実習校の教員が連携して指導能力、適性等に問題のある学生は実習に出さない

・**「教職指導」の実施を法令上、明確化**

教職課程全体を通じて、学生に対するきめ細かい指導、助言、援助を充実

・各大学の「**教員養成カリキュラム委員会**」の機能の充実・強化

◆**教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実**  
是正勧告や認定取消を可能とする仕組みの整備

#### 2: 教職大学院制度の創設

－より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設－

◆**名称** 教職大学院

##### ◆目的・機能

- ・実践的な指導力を備えた新人教員の養成
- ・現職教員を対象に、スクールリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)の養成

##### ◆教育課程・方法

- ・体系的に開設すべき授業科目の領域(5領域)を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設
- ・事例研究、フィールドワーク等

◆**教員組織** 実務家教員4割以上

◆**修業年限** 標準2年

##### ◆修了要件

2年以上在学し、45単位以上修得(10単位以上は学校における実習)

#### 3: 教員免許更新制の導入

－養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する－

##### ◆趣旨

免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)を図るための制度として、更新制を導入

◆**免許状の有効期限** 10年間

##### ◆更新要件

有効期限内に免許更新講習を受講・修了すること(直近2年間で30時間)  
(講習は、使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新(リニューアル)する内容)

◆**更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効**(但し、同様の講習の受講により再授与の申請は可能)

##### ◆現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに同様の講習の受講を義務付け、修了しない場合は免許状は失効

#### 4: その他

##### ◆上進制度

勤務実績を適切に評価する方向で改善

##### ◆取上げ事由の強化

分限免職処分を受けた者の免許状の取上げを可能とする方向で強化

### 教員のライフステージ

#### 【養成段階】

◎**教職課程の質的水準の向上**  
(上記と同じ。)

◎**教職大学院の設置**  
(上記と同じ。)

#### 【採用段階】

##### ◎採用選考の改善・充実

- ・人物評価の一層の充実
- ・教職課程の履修状況の適切な評価
- ・採用スケジュール全体の早期化
- ・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進等

#### 【現職段階】

##### ◎現職研修の改善・充実

・10年経験者研修の内容等の見直し

##### ◎人事管理の改善・充実

・条件付採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な適用を一層推進

##### ◎教員評価の推進

・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を処遇に適切に反映

# 教職大学院制度の創設

## 1. 教職大学院の位置付け

### (1) 開放制との関係

引き続き「開放制」の原則の下、教員としての基礎・基本は学部段階で育成することを前提としつつ、大学院段階の教員養成・再教育の充実を図るために導入。

### (2) 「教職大学院」の制度化

教職課程改善の一つのモデルとして、一般の専門職大学院制度の中で、法科大学院と同様に、一定の枠組みを有する特別の専門職大学院として、教員養成に関する専門職大学院（教職大学院）制度を創設。

## 2. 教職大学院の主な目的・機能

- ① 学部段階での教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した学生の中から、さらに実践的指導力を備えた、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。  
(一種免許状未取得の学生は、専門職大学院在学中に学部の教職科目の履修と併行で履修(大学の判断で合わせて3年の長期在学コースも可能。))
- ② 現職教員を対象に、将来、地域における指導的教員・学校管理者となる上で不可欠な確かな指導理論と実践力・応用力を備えた、スクールリーダーの養成。

〔※ これ以外の教育分野の専門職大学院については、各大学の自主的な検討により、一般の専門職大学院として設置されることも含め、先導的・意欲的な取組の推進を期待。〕

## 3. 教職大学院の具体的な仕組み

具体的な仕組みについて、専門職大学院設置基準に教職大学院固有の名称や特例を定める。

### ① 修業年限：

- 標準2年
- 現職教員に配慮した短期履修コース(1年)、長期在学コース(3年)も開設可。

### ② 修了要件：

- 2年以上在学し、45単位以上修得。
- 10単位以上は、連携学校などにおける実習を義務化。
- 現職経験をもって一定程度まで実習とみなす(→現職教員は事実上1年での修了が可能)。

### ③ 教育課程・方法：

- 確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成を目指したカリキュラムを編成。
- 事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」。
- 各大学に共通するカリキュラムの枠組・基本的要素を設置基準上明確化。

### ④ 教員組織：

- 専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置く(最低11人以上)。
- 高度な実務能力を備えた指導スタッフ(実務家教員)の義務付け(必要専任教員の4割以上)。

### ⑤ 連携協力校：

- 「現場重視」の教員養成のため、市中の学校から連携協力校の設定を義務付け。

### ⑥ 学 位：

- 米国の「M.Ed」に対応する「教職修士(専門職)」等を授与(制度的に明確化)。

### ⑦ 教員免許状：

- 現行の専修免許状を授与。

### ⑧ 認証評価：

- 大学、学校、教育委員会等関係者で構成する全国的な認証評価機関を創設し、不断の改善システムを構築。

### ⑨ その他：

- 給与、採用選考等の処遇については、修了者の実績等を勘案しつつ、各任命権者において検討。
- 各大学の主体的な設置構想が前提。特に国立大学は他の大学のモデルとなり得る計画を有する大学から整備。

# 教員免許更新制の導入について

## <現行制度>

免許状の授与

### 授与の要件

- ① 学士の学位等
- ② 教職課程の履修

【教員としての資質能力の全体を確認できていない】

### 有効期限

終身有効

## <改革案>

免許状の授与

免許状に新たに有効期限を付す  
一律10年間

### 【趣旨】

教職生活の全体を通じて、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、**定期的に必要な刷新(リニューアル)を図る制度**として、更新制を導入

### 【具体的な制度設計】

#### (1)更新要件

有効期限内に**免許更新講習を受講・修了すること(直近2年間で30時間)**

#### (2)講習の開設主体

大学や、大学と連携協力して教育委員会等が開設する講習を国が認定(講習内容、方法、修了目標等について国が認定基準を策定)

#### (3)講習内容

- ・ 使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新(リニューアル)する内容
- ・ 具体的には、学校種や教科種に関わらず、教員として共通に求められる内容(例えば、教職の今日的役割、学級経営、生徒指導、教育課程の動向と指導の在り方等)を中心に構成

#### (4)講習の実施形態

講義のみでなく、事例研究や指導案の作成、模擬授業等を実施

#### (5)修了の認定

講習実施主体が、あらかじめ修了目標を定め、教員としての資質能力を適切に確認して、修了を認定する。**更新の要件を満たさなかった場合には、免許状は失効するが、同様の講習を受講・修了すれば、再授与の申請は可能**

#### (6)現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに免許更新講習と同様の講習の受講を法的に義務付け、当該講習を修了しない場合は、**免許状が失効**(制度導入後、一定期間内に初回の講習を指定して、計画的に移行)

免許状の更新(1回目)

免許状の更新(2回目)